

年金だより

年金記録確認第二二者委員会が スタートしました

確かに納付したにもかかわらず、
年金記録や領収書などのない方々の
ために、ご本人の立場に立つて、公
正に判断する仕組み「年金記録第三
者委員会」がスタートしました。

第三者委員会への申込み手順

第三者委員会への申込みに当たり
ましては、まず、社会保険事務所で
ご自身の年金記録の確認が必要です。
その上で、確認結果（社会保険事務
所からの回答）にご異議のある場合
に、第三者委員会への申込みをして
いただきます。この申込みは平成19
年7月17日から、社会保険事務所で
受け付けけています。

- ①年金記録の確認依頼
まず、社会保険事務所において、
年金証書、振込通知書、年金手帳や
健康保険証等をご用意の上、ご自身
の年金記録をご確認ください。
- ②回答
社会保険庁から年金記録の確認結果
(回答)をお受け取りください。
ただし、回答までには、関係書類
の確認等に一定の時間が必要です。
- ③第三者委員会への申込み
社会保険庁から「記録不存在」と
の回答があり、ご本人も振込通知書
や領収書をお持ちでない方で、確認
結果(②の回答)にご異議のある場
合は、社会保険事務所を通して第三
者委員会に審査を申し込むことがで
きます。申込みに当たっては、給料
明細書・家計簿の写し等可能な限り
保険料納付に関する状況が記載され
た資料のご提出をお願いします。



- ④転送
社会保険事務所から第三者委員会へ
申込書及び関連資料が送付されます。
- ⑤審議・結論・通知
第三者委員会において審議された結
果年金記録の訂正が必要と判断された
場合、その判断結果を踏まえ、総務大
臣が社会保険庁長官に対しあつせんし
ます。結論が出ましたら、速やかに、
ご本人に結果をご報告します。

- ⑥記録の訂正→年金額に反映
社会保険庁長官は、あつせんを尊重
して年金記録訂正を行います。その結
果、ご本人の年金額に反映されます。

詳しくは
コザ社会保険事務所
☎ 033-13437-3438
年金ダイヤル
☎ 0570-05-1165
までお願いします。
平日 午前8時30分～
午後5時15分まで
うるま市年金課
☎ 097-315498

年金時効特例法の施行について

今まで年金記録が訂正された結果、
年金が増額した場合でも、時効消滅に
より直近の5年分の年金に限ってお支
払いしていました。

これからは年金時効特例法の成立に
より、これまで時効で支払われなかっ
た分もさかのぼって支払われます。